

○飯田市議会の会議等における情報通信機器の使用に関する規程

令和3年1月18日 議会運営委員会 決定

(目的)

第1条 この規程は、飯田市議会（以下「議会」という。）における情報通信機器の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 会議

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）に規定する定例会、臨時会における本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第159条第1項に規定する協議等の場をいう。

(2) 情報通信機器

タブレット端末、ノート型パソコン（モバイル型パソコンを含む。）、スマートフォンをいう。

また、それらの機器のOSを含むとともに、一般的なアプリケーションソフトウェア（ワープロ、表計算、プレゼンテーションやPDFなどの作成、編集、加工、閲覧等のためにインストール等された一般的なソフトウェア、プログラム、アプリケーションなど。）も含める。

(3) ペーパーレス会議システム

主に会議資料等のデータを情報通信機器により閲覧するために使用するシステムのことをいう。

(4) オンライン会議システム

モニター、カメラ及びマイクを含む情報通信機器をインターネットに接続する方法により、会議の場所以外の者との間で行う情報通信のためのシステムをいう。

(5) アカウント

ネットワーク及びコンピューター等を動作させるために付与された権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用しようとする議員及び執行機関の関係者（以下「出席者」という。）は、許可申請書（様式第1号）を議長又は会議の長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与されたタブレット端末については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は当該会議の目的外で使用してはならない。

(会議中における禁止事項)

第4条 出席者が、会議において情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による許可を受けていない情報通信機器を会議で使用すること
- (2) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となること
- (3) 会議中に、外部へ情報を発信し、又は公表すること
- (4) 議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影及び録音等を行うこと。ただし、当該会議の長が必要と認める場合を除く
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議員の品格又は資質を疑われる行為、会議の目的にそぐわない行為その他議長又は会議の長が不適切であると認めること

(違反行為に対する措置)

第5条 議長又は会議の長は、前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意を行い、自粛を促すものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が続く場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

(遵守事項)

第6条 情報通信機器を使用する議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報の送受信は、議員の責任において行うこと
- (2) 議員は、会議資料等のデータの正確性を保持し、データ等の紛失及びき損等の防止に努めること
- (3) 議員及び職員は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理すること
- (4) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、その指示により必要な措置を講じること
- (5) ペーパーレス会議システム等の是正措置を講じる必要があるときは、議員は、議長が指示する方法により速やかに対処すること

(セキュリティ対策)

第7条 議員は、議会及び市の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年1月18日から施行する。